

川口市立戸塚小学校 PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 川口市立戸塚小学校 PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、総務部員・各部役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1)PTA 会費の集金業務、管理業務
- (2)その他の文書の送付
- (3)役員・会計監査・会員・登校班等の名簿の作成
- (4)役員選出、並びに総務部役員等の推薦活動
- (5)広報誌、戸塚小ホームページ内の PTA に関するページへの掲載

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 1 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、以下の方法で速やかに廃棄するものとする。

紙媒体の場合はシュレッダーにかけてから廃棄する。電子機器は記憶領域を物理的に破壊してから廃棄する。

2 本会は、個人情報の取り扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベースの保管は、次のように保管することとする。

- ①個人情報を含む書類は、施錠できる所に保管する。
- ②個人情報を含む電子データを保存する電子機器は、施錠できる所に保管する。
- ③個人情報を保存しているPCへのログインはパスワードを必要とする状態を保つ。
- ④個人情報を保存しているPCには、ウイルス対策ソフトを入れほぼ最新の状態を保つ。
- ⑤個人情報を含む電子ファイルの名前の先頭には『P_』をつけ、パスワードをかける。
- ⑥個人情報を含む書類や電子ファイルの外部への移送又は持出しは、必要最小限に止めなければならない。外部へ持ち出す場合は、管理者の許可を得てから行う。
- ⑦USBメモリ等の記憶媒体に個人情報を含むファイルを一時保存する場合は、ファイルを暗号化しパスワードをかける。使用後は速やかに記憶媒体から削除する。
- ⑧個人情報が適切に取り扱われているか、管理者は定期的に監査を行う。

(第三者提供の制限)

第12条 1 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1)本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録（付表1）を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名
- (2)提供する対象者の氏名
- (3)提供する情報の項目
- (4)対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1)第三者の氏名

(2)第三者が個人情報を取得した経緯

(3)提供を受ける対象者の氏名

(4)提供を受ける情報の項目

(5)対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(個人情報の共同利用)

第15条 本会は川口市立戸塚小学校長と利用目的の範囲内で取得した個人情報を共同利用することがある。

(情報の開示)

第16条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第17条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第18条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(相談連絡先)

第19条 本会は、個人情報の取り扱いに関する相談に対応しなければならない。

相談の連絡先：川口市立戸塚小学校(048-295-1810) → 本会への連絡依頼 → 本会から連絡

(改正)

第20条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

付則 本規則は、令和5年1月17日より施行する。

(付表 1)第三者への情報提供記録

[illegible]

(付表 2)第三者からの情報取得記録

[illegible]